

新幹線殺人事件

「労災」の
古くて新しい課題

仕事が理由の業務災害かどうか。その認定をめぐり考え込む事件がまた起きた。

2つの「のぞみ号事件」

6月9日「のぞみ265号」で、横浜の研修から帰宅中の会社員(38)が刺殺された。犯人(22)が女性客に切りつけたのをかばおうとして犠牲になった。

25年前に起きた事件と酷似するのに驚いた。1993年8月23日発生の「のぞみ24号事件」である。

このときは、大阪研修を終えた同じ会社の東京支社長と3人の支店長がグリーン車で対面して座っていた。斜め前方の男が「うるさい」と叫び、ナイフで埼玉支店長(当時40歳)を刺殺した。列車は新富士駅で緊急停車、男は警官に重傷を負わせた上、逮捕され、覚醒剤中毒と分かった。

東京支社長は筆者の友人で、恐怖の体験を聞いた。事件後、労働者災害補償保険(労災)申請の相談も受けた。

業務災害の認定には2つの要件がある。仕事を進めている際の傷病等であ

る「業務遂行性」と、仕事が原因の傷病等である「業務起因性」だ。

業務起因性の難しさ

研修からの帰路で、業務遂行性は間違いない。だが、何の関係もない犯人に襲われたことから、業務起因性が問われる。

筆者はこの頃「労災審議会」(労働政策審議会の前身)の公益委員を務め、多少の知識はあった。「車内で研修内容について会議をしていた」と強調するよう勧めた。

しかし、犠牲者の勤務先所在地の大宮労働基準監督署は認定を拒否した。遺族は不服審査を求め、第2番の埼玉労災保険審査官は2年後、逆転で業務災害を認め、遺族に年金や一時金を支給した。

一連の経緯を毎日新聞のコラム「くらしの明日・私の社会保障論」(2018年6月27日朝刊)に書いたところ、思いがけない反響があった。

当時の中村孝雄・元大宮労基署長からの長い手紙で「悔しく、辛く、申し訳



事件を報道する当時の新聞記事

なかった」と、詳しく証言された。

「それ(業務起因性)が髪の毛のように細かいものでも」と調査を進めた。覚醒剤中毒の特徴を専門家から聴いた。最新の騒音計を借り「のぞみ号」に部下を乗せ、車両騒音を測り、犯行のあった静岡県掛川付近で騒音がとくに大きくなる状況を把握した。

4人は研修結果を協議している最中、騒音も加わり、犯人に「うるさい」と刃物を振るわせた、と判断した。その報告を当時の埼玉労働基準局と労働省へ提

出したところ、全く逆の「業務外」の決定に至った。

現場と上層部との落差

「悔しさが込み上げウツと発するや両の眼から涙が滂沱として落ち」と振り返る。「あなたには妻も子もないのか」「情けを知らない」と電話等で抗議された、という。

不支給決定は世論の批判を浴びた。国会の労働委員会でも追求された。逆転の認定は、そんな情勢を背景にしているのだろう。

中村・元署長は犠牲者の妻が子の手を引いてたらずむ報道写真が目には焼き付いて離れないという。「遠回りさせて」と悔やむが、当初の緻密な事情聴取や資料収集が逆転の論拠になったのも事実だろう。

今回の「のぞみ265号」の犠牲者は一人で帰宅途中だった。業務起因性の立証は極めて難しい。だが、中村・元所長は、こんな考え方も付け加えた。

ホームから転落した通勤者を救おうとした青年が電車に引かれ死亡した。同じ通勤者という無意識の、共同体意識

がとっさの救助になった通勤災害と解釈すべきだ。

まさに、そんな気持ちで「のぞみ265号」の会社員は、女性客をかばった。仕事よりもっと大事な人間としての責務を果たそうとされた。

95年1月の阪神大震災では、「危険な環境下で仕事をしていた」と、自然災害による業務災害を幅広く認めた。その方針は2011年3月の東日本大震災へ引き継がれた。

95年3月のオウム真理教による「地下鉄サリン事件」では、官公庁や政党の所在地にはテロに遭う「危険が内在」と解釈し、多くの民間人を通勤災害で救済した。

「過労死」認定も徐々に過酷な労働の解釈を広げる。

労働災害は多様化・複雑化するが、労働者を支え、守る理念と目的は不変だ。被災者の多い少ないで適否が分かれてはなるまい。何よりも制度が生かされないなら制度自体が信用を失うのだ。

宮武 剛(みやたけ 剛)

毎日新聞社 論説副委員長、埼玉県立大学、自白大学 大学院の教授を経て、一般財団法人日本リハビリテーション振興会理事長、財務省「財政制度等審議会」委員やNPO「福祉フォーラム・ジャパン」副会長も務める。